



会報

やまぐち



「境界問題相談センターやまぐち」研修会



平成21年度第1回本部研修会



平成21年度第2回本部研修会



CONTENTS



No.104 - 2010

1

新年の挨拶

山口地方法務局	局長	大河原清人	1
山口県土地家屋調査士会	会長	西本 聡士	3
公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長	下野 洋二	4
山口県土地家屋調査士会政治連盟	会長	三好 一敏	5

第1回本部研修会の開催についての報告

広報部長 高松 孝一 6

平成21年度第2回本部研修会を受講して

広報部理事 藤津 浩 7

第2回「境界問題相談センターやまぐち」研修会報告

センター長 浦井 義明 8

支部研修会報告

岩国支部長	藤本 幸彦	9
周南支部企画委員	大下 竜司	10
山口支部企画委員	石川 慎	11
宇部支部企画委員	大窪 圭子	12

山口法律関連士業ネットワーク

「第11回一斉相談会」 広報部長 高松 孝一 13

山口地方法務局管内で活躍する筆界調査委員（土地家屋調査士に限る）による筆界特定制度の申請形態アンケート集計

筆界研究委員会 15

会員の作るページ

「あー終わった」……そして涙

下関海響マラソンに連続参加して

下関支部 福田 眞一 21

事務局だより

会員異動状況 22

会務報告 23

新年のごあいさつ

山口地方法務局長

大河原清人



新年あけましておめでとうございます。山口県土地家屋調査士会会員の皆様方には、御家族ともども健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、今年は、土地家屋調査士制度が昭和25年7月31日法律第228号で公布されて、ちょうど60周年に当たる節目の年に当たり、還暦を迎えられるということになります。この60年の間に、国民の財産、権利の客体たる土地、家屋の特定をする重要な業務として、貴会が会員の皆様とともに着実に成長して来られた歴史でもあります。重ねておめでとうございます。

皆様方には、平素から筆界特定制度を始め、登記行政の適正かつ円滑な運営に対する絶大な御支援と御協力をいただき、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げますとともに、今年も、なお一層のお力添えを賜いますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、昨年は、8月末の衆議院議員総選挙において、民主党が単独過半数の241議席を超える308議席を獲得し、戦後初めて、野党第1党が選挙で過半数を取って政権を奪取したという年でありました。2009年の流行語の年間大賞も「政権交代」となりました。この

ような中であって、経済財政基盤の立て直しが求められ、あらゆる面での聖域なき見直しが推し進められているところではありますが、登記所における地図情報システムは、今年1月には、岩国支局で導入が予定されており、柳井出張所1庁を残すのみとなりました。平成22年度中には、全庁に導入される予定です。また、本年度、宇部市際波地区で実施しています「法第14条地図作成作業」につきましては、「一筆地測量」が完了し、既に成果品も納品いただいております。今年早々には、縦覧手続に入る運びとなっております。地元会員の皆様を始め、関係者の皆様の甚大なる御協力を賜り感謝申し上げます。引き続き、関係機関や関係者の御理解を得て、予算の確保を図り、登記所備付地図作成の拡大実施を図っていければと存じております。

ところで、昨年5月28日からは、オンラインにより登記事項証明書等の送付請求があった場合に、専用の私書箱等を利用して交付する取扱いが、当局にも導入されました。また、今年1月からは、オンライン申請で行った建物表題登記について、所有権保存登記をオンライン申請で行う場合には、所有権保存登記時の登録免許税が最大5,000円軽減される取

扱いとなります。一層のオンライン利用の促進につきまして、会員の皆様の御協力をお願いいたします。

そのほか、山地番・耕地番の解消や地図未整備地域の地図整備といった課題も山積しており、会員各位を始め、関係機関の御理解と御協力をいただき、引き続きこれら課題解消に向けての取組を進めてまいりたいと考えております。

新年早々、お願いごとが多くなってしまいましたが、国民の皆様の信頼と期待に応えうる質の高い行政サービスの提供を目指して、職員一同、全力で取り組んでいきたいと存じておりますので、引き続き御支援、御協力のほどよろしくをお願いいたします。最後になりましたが、貴会の益々の御発展と会員の皆様の一層の御繁栄を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



新年ご挨拶

山口県土地家屋調査士会 会長 **西本聡士**



新年あけましておめでとうございます。2010年寅年を迎えるにあたり、虎のごとく思い切り吼え、飛躍できる一年になりますことを祈念し、ごあいさつを申し上げます。

「寅」の本来の意味は「いん・伸ばし引く」という言葉で草木が伸び始める状態を表すのだそうですね。春が来て動植物が動き出すような、山口会の運営に心がけたいものです。

私のふるさと（正確に言うと父のふるさとなのですが）は地元の方に聞くと、平家の落人部落で、寺には平の何とかという武将が所持していた薙刀があるそうです。この付近はその昔「伊保木、五軒家には鬼が住む」といわれていた辺境な場所で、国道188号線ができるまで、海沿いの道を何キロも歩いて室積という港町まで出かけていたようです。そんな海岸沿いの田んぼに野水仙が咲いています。そのうつむき加減に咲く花の姿はなんとなく郷愁を感じさせます。この水仙は海岸沿いに多く見られ、一説には、球根が海流に乗って流れ着き、この付近に野生しているのではないかと地元紙には紹介されていました。

「寒風に耐えて凜として咲く椿の花は冬そのもの、天下の大地そのものとして受け入れなくてはいけない。野辺に咲く水仙にも立ち止まってそっと心を寄せていく、それが本当の力量なんだ」と詠んだある詩人を思い起こします。

昨年末、萩支部の上村栄会員がご逝去されました。開業年度が私と同じ1977年春でした

のですごく近親感があったのですが、まことに惜しく残念でした。正月3日の葬儀の日、式場を埋め尽くしていた白百合と、元旦に見たふるさとの野水仙が妙に絡まって、思いを強くさせました。

さて今年は昭和25年発足した土地家屋調査士制度が60周年を迎えます。我々も盛大にお祝いし、土地家屋調査士制度をPRできる1年にしないといけないと考えています。また法務省が推進するオンライン申請も特例方式という形で徐々に浸透してきています。建物表題登記と所有権保存登記をオンライン申請で行うことにより登録免許税も最大5,000円軽減されます。他方、認証局の更新でICカードの発行手数料がかかり、会員の負担となることが、頭を悩ませています。

「境界問題相談センターやまぐち」も体制を新たにし、着々と動き始めました。中国ブロック、連合会のバックアップ体制も徐々に推し進められています。会員全員のADR認定調査士特別研修の受講を再度お願いしたいと思います。

筆界特定制度における山口地方法務局への調査委員の推薦も今年更新されます。会員全員の方を推薦いたしたいのですが、現在申請事件を抱えている委員さんが多く、なかなか交代できないのが現状です。

まだまだ課題は山積みですが、一步一步問題を乗り越え、会を運営していきたいと考えています。本年もよろしく願いいたします。

新年挨拶



(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 **下野洋二**

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

昨年は、山口県における豪雨災害や政権交代に伴う政局の混迷と景気の低迷等、一昨年に引き続き明るい話題が少なかった年でありましたが、今年こそはよい1年でありますよう期待しております。

この豪雨災害に関連してのことですが、このような災害発生時に公嘱協会として何かお手伝いできないものかという発想から、県内の各市町と災害時の応急対策に関する協定を結びたいと考えております。同様の協定は、各種団体が既に締結していると側聞するところ、当方としては、公嘱協会としての特徴を最大限生かしたものにできるよう、現在、理事が中心となって各市町の実情、意向をお伺いしているところです。この活動は、公嘱協会の公益性をアピールするためにも必要であると感じており、できる限り早い時期に協定を結びたいと考えております。

公益性のアピールという観点では、登記所備付地図作成作業や地籍調査事業への参画があります。昨年は、宇部市際波の西が丘団地地区において地図作成作業を、下関市菊川地区はじめ下関市管内4地区において地籍調査事業に従事することができました。いずれの作業も想像以上に厳しい作業となりましたが、担当社員のご努力により、よい成果が得られるものと確信しております。なお、これら地図整備に係る事業については、今後とも

積極的に関わっていく所存ですので、引き続きご協力をよろしくお願いたします。

現在の公嘱協会における最大の関心事は、何と言っても新しい公益法人への移行問題であります。関連法が施行されてからあっという間に1年が過ぎ、移行までに残された期間は残るところ4年足らずとなりました。昨年の社員総会において、公益移行について社員の同意を得ることができ、これから新定款の策定や諸規則の変更等に向け具体的な活動を始めなければなりません、正直なところ、難問が山積しているというのが現状であります。同総会で新しく役員に選任された社員一同、スムーズな移行のために努力して参りますので、ご理解とご支援をよろしくお願いたします。

最後に、調査士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を心より記念し、新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

山口県土地家屋調査士政治連盟 会長 **三好一敏**



新年明けましておめでとうございます。昨年5月の山口県土地家屋調査士政治連盟定時大会で、会長という大役をおおせつかり、7ヶ月余りが過ぎました。地域活動での会長職は色々経験して参りましたが、会員が県下一円にわたる会長は初めての体験で、しかも政治が混迷する今の時代に私が引き受けてやるであろうかという不安を感じながら、成り行きで会長になってしまったというのが正直なところです。現在は会員誰もが土地家屋調査士業の将来に不安があると思いますが、不安を払拭して希望がもてるように、法律により保護されている土地家屋調査士を、己の権利は己で守ることを基本に、政治的側面から支援をしていくことが任務であると認識しております。そしてその成果は全ての会員に平等な権利として与えられることとなります。

現在土地家屋調査士制度を支えてもらっている3党に推進議員連盟若しくは改革・振興議員懇話会ができております。

民主党「土地家屋調査士制度推進議員連盟」
自民党「土地家屋調査士制度改革推進議員連盟」

公明党「土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会」

3党の議員の方々によって、一時は規制改革対象であった土地家屋調査士制度が、よい意味での制度維持の方向へと舵を切ってもらわなければなりません。

昨年暮れに平成22年度法務省が実施する地図作成作業関連予算が閣議決定され発表がありました。

1、登記所備付地図作成経費

平成22年度 18億2300万円（前年比29.1%の大幅増）

（参考）平成21年度 14億1200万円

平成21年度からの10カ年計画を8カ年に前倒しをする計画とされました。

2、筆界特定制度実施経費

平成22年度 5億4600万円（前年比3.2%増）

（参考）平成21年度 5億2900万円

仕分け作業に見られた各個別の予算削減とは異なり、土地家屋調査士の地位向上、実績評価が色々な形で表れ始めた結果であろうと思います。我々の政治連盟が制度を側面から支えているということがこの予算措置をみても明らかであることがわかりいただけると思います。

平成22年は私たち土地家屋調査士を取り巻く環境は引き続き非常に厳しいものが予想されますが、この厳しさをチャンスにするという発想転換を図れた人こそ生き残れる人なのかもしれません。

皆さんにとってよい1年となりますようお祈りしております。



第1回本部研修会の開催についての報告

広報部長 高松孝一

日時 平成21年10月24日(土)
13時30分～17時
会場 山口県教育会館 5階第1研修室
内容 土地家屋調査士の業務内容の報酬体系について
講師 高田吉雄(山口県土地家屋調査士会参与)
土地家屋調査士倫理規定について
講師 高山吉正(岡山県土地家屋調査士会長・前連合会総務部次長)
出席者 93名

前半は山口会の報酬に係るエキスパートである高田参与を講師として報酬体系についての研修をおこなった。規制改革の一環として平成15年8月から報酬規程が会則から削除さ

れ、会として報酬価格の指導は全く出来なくなった。しかしながら、業務の減少傾向等の社会環境の変化により会員の報酬額に対する不安は大きくなっている。調査士会の先達が練り上げた適正な価格を求める報酬体系を今一度研修する意義は充分あったのではないか。

後半はこれまで連合会総務部次長として調査士の倫理について携わってこられた岡山会会長の高山先生を講師として土地家屋調査士倫理規定についての研修をおこなった。逐条的に又、具体例を交えた非常に判りやすい研修であった。ADR代理権あるいは筆界特定制度における代理権等、土地家屋調査士が社会的に必要とされるには強い倫理観が要求されていることを実感した。



平成21年度第2回本部研修会を受講して

広報部理事 藤津 浩

21年度の第2回本部研修会が12月7日に山口県セミナーパークで開催されました。

時間ぎりぎりに会場に着いて、辺りをみわたすと、出席率が非常にわるいことに気がきました。休み明けの月曜のせいかと思いましたが、後で聞くと山陽自動車道があいにくの事故で通行止めになったためだとわかりました。

さて研修会の最初は不動産鑑定士協会の出前講座ということで、講師に広報業務委員会の富永伸二氏を講師に迎え、「不動産取引の現状と課題」ということで山口県の状況を主に説明がありました。身近な町の話なので興味深く聞き入ってしまいました。

最後には不動産と環境問題のはなしがあり、非常に参考になりました。

次にオンライン登記申請促進委員の渡邊英雅氏よりXMLの現状についての説明があり、そのあとに山口地方法務局の松本俊彦総務課長補佐、岡崎さおり登記相談官から「オンライン申請手続の利用促進について」ということで、オンライン申請の現状や、環境設定の方法等の説明がありました。オンライン申請の研修があるたびに、避けてはとおることが出来ない道であることを、つくづく実感するところであります。

最後に「筆界特定制度についてのアンケート結果からみる現状報告」という事で、筆界研究委員より分析結果の報告がありました。

以上で、平成21年度第2回本部研修会の報告といたします。



第2回「境界問題相談センターやまぐち」研修会報告

境界問題相談センターやまぐちセンター長 浦井義明

平成21年度第2回「境界問題相談センターやまぐち」研修会は、平成21年11月14日（土）午前10時から午後5時まで、調査士会館3階大会議室に於いて、センター関与員並びに会員総計27名が出席参加して行われた。

〔受付面談について〕

午前中は、川口寛司副センター長が、新規受付面談員9名を対象者にして、「受付面談について」と題して、受付面談マニュアルを資料にして、受付面談員の役割を重点的に説明研修を行った。

正午からの昼食と休憩をはさんで、午後からは、センター関与員並びに会員出席者27名を対象にして「センター設立後2年を振り返って」と題して、下記の研修を行った。

〔基本方針と課題〕

冒頭、浦井義明センター長は、現状並びに新たなADR推進委員会の設置等組織上の報告を踏まえて、総括的に、センター運営に關しての今後の基本方針、課題報告を行った。

〔改正、変更事項〕

続いて、杉山浩志運営委員は、センター運営の方針変更を踏まえて下記の説明研修を行った。

センター規則等改正



規則等改正に伴う岩国下関会場での業務処理の流れ

主に直受けについての調査士倫理について
〔センターが目指す調停〕

最後に、渡辺亜弥オブザーバーは「調停を行う際の心構え」 当センターが目指す「調停」とは と題して、センターが行う調停の基本的考えかた理念、調停員の役割と資質を踏まえて、センターのあり方についての講演を行った。

なお本研修会は、センター規則第11条、運営規程第6条の規定に該当する、センター運営上の基本的な注意事項を伝達した関与員受講必須の研修会であり、未受講者については、研修会内容を撮影したDVDの視聴を終了された上で、業務にあたっていただくこととしております。



支部研修会

第2回岩国支部研修会報告

岩国支部長 藤本幸彦

平成21年10月31日、11月1日、広島県土地家屋調査士会福山支部と合同研修会を福山市において行った。熊本会島田宗雄先生を講師に1日目を「土地家屋調査士に必要な基準点測量」についての講義、2日目の午前が野外での「現地観測作業」の研修、午後がその観測の「データ分析」であった。1日目の研修会は、会場が満席で皆さん講義に集中して熱意が感じられ、2日目の天気予報は朝から雨であったが、福山支部の会員の皆様の熱意が

通じたのであろう、午前の野外研修は晴れであった。野外研修が終わったあとは土砂降りとなった。この2日間のスケジュールは過密であったが、皆さん最後まで熱心に参加され研修会への取組みに感心させられました。これからの研修会への参考にしたいと思います。研修会は福山支部長大田勝彦先生並びに福山支部の会員の皆様に会場の準備、宿泊の手配等すべてお世話になり大変感謝しております。



第2回周南支部研修会の報告

周南支部企画委員 大下竜司

平成21年11月12日（木）午後1：30から午後4：00まで山口地方法務局周南支局3階会議室において支部研修会を開催しました。会員25名、補助者4名、法務局職員3名が出席しました。

第1部として午後1：30から徳山税務署徳本調査官を講師にむかえ、「e Tax（確定申告）」の研修をおこないました。インターネットを利用しての申告の仕方や内容を分かりやすく説明していただきました。

第2部として午後2：00から渡邊英雅オンライン登記申請促進委員をむかえ「オンライン申請（不動産表示登記） 具体的に申請までの流れ 」の研修をおこないました。渡邊

講師が分かりやすく講義され、用意されたレジュメを見れば、環境設定されたパソコンを操作すれば、すぐに申請できる内容になっており大変ありがたい研修でした。

第1部、第2部ともすでに経験されている参加者には退屈な研修であったかもしれませんが、私を含めコンピュータに苦手意識がある者にとっては大変有意義な内容でした。これからの世の中についていけるようにしなければ、と感じさせられる研修でした。

最後にお忙しい中、講義をしていただきました徳山税務署徳本調査官、渡邊英雅オンライン登記申請促進委員にお礼を申し上げます。



平成21年度 第2回 山口支部研修会報告

山口支部企画委員 石川 慎

平成21年11月20日（金）午後3時から、山口県土地家屋調査士会館3階会議室において、山口支部研修会を開催し20名が出席しました。今回は来年度より「オンライン申請」の重要度が増すということもあり、「今日からできるオンライン申請」という題にオンライン申請促進委員 渡辺英雅氏を講師にむかえて行いました。

渡辺氏の作成した資料をもとに、「準備編」「乙号申請」「建物表題申請」と順を追って講習が進みました。分かりやすい説明と資料のおかげで、十分理解しやすい講習だと感じました。会員にとっても身近な内容であることもあり、会員の皆さんも真剣に講習を受けていました。最後に質問も飛び交い有意義な研修を行うことが出来ました。



平成21年度第1回宇部支部研修会の報告

宇部支部企画委員 大窪圭子

日 時：平成21年9月18日（金）
午後4時15分～午後6時30分

場 所：宇部地方合同庁舎

内 容：オンライン申請について
講師 田中博幸 登記官

出席者：会 員 26名
補助者 17名

田中博幸登記官の講義を受けるのは二回目であるが、前々年度筆界特定制度の講義時の実に分かりやすい解説に、時間がたつのを忘れて聞き入ったのを思い出し、期待をしつつ受講した。

期待どおり、オンライン申請に対する私の中の拒否反応は終わる頃には全く無くなっていた。他の方々も同様であろうと思われた。

前半はオンライン申請についてのメリット、利用上の留意事項などの講義。後半は実際にパソコンを使ってのオンライン申請であった。

オンライン申請のメリットについては、8時30分から20時まで利用可能。進捗状況が事務所にいながらにして確認できる。平成22年1月より建物表題登記をオンライン申請で行うことにより、保存登記時の登録免許税が軽減されること。また添付書類についてどうしたらよいか等。

留意点については、ユーザー名は半角英数字で法務省オンライン申請システムを利用すること、お役立ちホームページの紹介など等。

後半は実際に特例方式で建物表題登記申請を行っての注意箇所説明であった。実りの多い研修であったことを、田中博幸登記官に感謝致します。



山口法律関連士業ネットワーク 「第11回一斉相談会」報告

広報部長 高松孝一

平成21年11月11日（水）今年で11回目になる山口法律関連士業ネットワークの一斉相談会が山口県土地家屋調査士会館3階会議室を相談会場として開催され、調査士会からは相談員として戸倉副会長、藤原山口支部長が参加いたしました。下記の報告のとおり今年の相談件数は15件でした。昨年は22件であり相談員の方が多い状況です。開催日、開催場所、PRの方法等検討すべき時期が来ているのかもしれませんが。来年は土地家屋調査士会が当番会になります。全体の内容は下記の通りです。

1. 相談件数

事前予約数	当日	キャンセル	計	前年度合計
9件	15件	2件	22件	41件

2. 相談来場者

団体名	相談員	相談件数
弁護士会	8	16
司法書士会	8	4
社会保険労務士会	4	0
税理士会	3	0
土地家屋調査士会	3	3
不動産鑑定士協会	3	0
弁理士会	1	0
行政書士会	2	0
計	32	23

性別	
男	12
女	10
計	22



3. 相談会を知ったのは

チラシ	市町広報	各士業窓口 (ホームページ)	サンデー 山口	新聞	テレビ・ ラジオ	その他	回答なし	計
2	0	0	0	8	2	5	5	22

4. 相談者地域別

山口市	15
防府市	3
周南市	1
下関市	1
長門市	2
計	22

5. 効果

非常に満足	3
満足	9
一応満足	2
納得	0
不満足	0
回答なし	8
計	22

6. 主な相談内容

団体名	主な相談内容
弁護士会	債務整理、多重債務、保証人、振り込め詐欺、交通事故、近隣トラブル、遺言、相続、サラ金、土地貸借契約
司法書士会	近隣トラブル、賃貸借契約、サラ金
社会保険労務士会	
税理士会	
土地家屋調査士会	境界、地上権、立ち退き
不動産鑑定士協会	
弁理士会	
行政書士会	



山口地方法務局管内で活躍する筆界調査委員（土地家屋調査士に限る）による筆界特定制度の申請形態アンケート集計

筆界研究委員会

以下のデータは山口県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士で、調査士会会長の推薦を受け山口地方法務局長より任命された20名の委員の内、実際に関与した土地家屋調査士19名、64地区（申請）をまとめたものである。

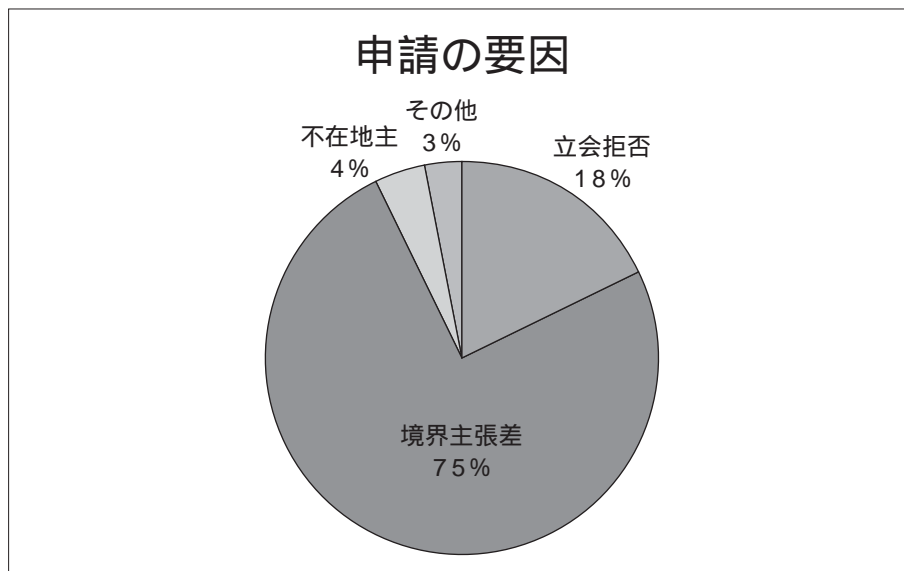
筆界特定制度は平成18年1月20日よりスタートし4年目を迎えております。平成21年9月時点、全国では6,200申請・9,900手続（筆界）が提出され、山口局では150申請・216手続（筆界）でその内102筆界はすでに筆界特定登記官から筆界特定書が交付されています。

現在、筆界研究委員会ではその筆界特定書を解析して会員に伝達できるよう準備中ですがその前段として、筆界調査委員からのアンケートを通して「山口県の筆界特定申請の傾向」を会員に公表します。

申請形態アンケートの趣旨は、

申請に至った要因、特定する地区の地図の種類等、申請者が個人申請か代理申請か、申請時に実測図の添付がどうであったか、委員が筆界特定時にどのような特定方法で特定したのかと、委員の任期中等に申請の取り下げ実態を調査した。

1. 申請に至る要因について



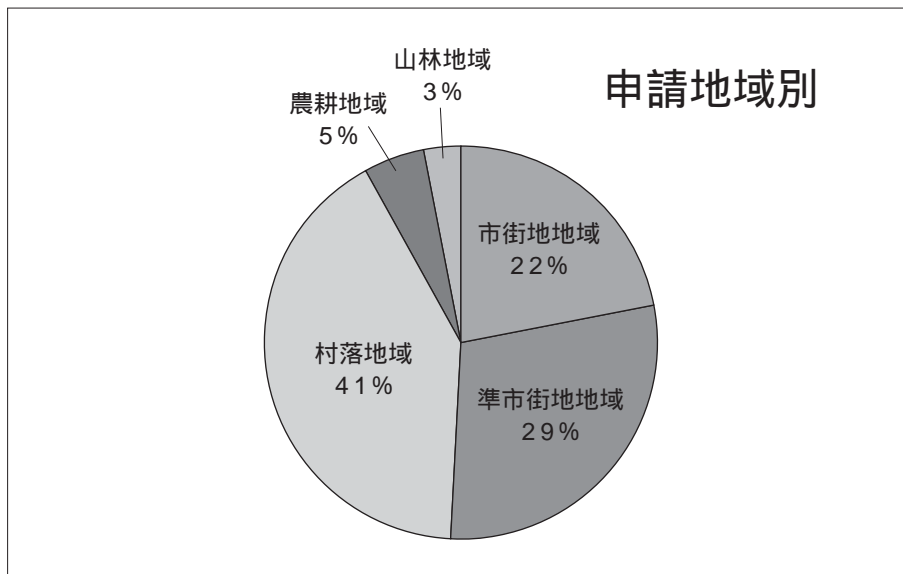
重複回答

その他は・筆界紛争なしで筆界を特定したいだけ
・金銭負担の軽減目的など

申請理由を整理してみると

- ・申請理由については、境界の位置に不満を持ち再立会を拒否する傾向がほとんどで、単純に立会拒否の割合は19%の半以下と推測する。
背景として隣接地不在地主、隣接者立会拒否に伴う受託事件を進行させたい（筆界線の特定後、分筆等の登記申請をしたい）
- ・筆界未定地の解消には役立っているようである。
- ・法定外公共物（赤線・青線）の確定、対側地を含む非協力者の対応。
- ・越境による争い（過去に弁護士等により測量し合意をしているが、相続者がその事実を引き継いでいないため）
- ・土地売却に伴う境界確定のため。
- ・土地改良事業に伴う事業実施者からの申請。
（今年の傾向で官庁からの申請、今後増加傾向になるかも）
- ・不在地主は現在4%ですが、今後高齢者社会になり増加傾向になると予測する。

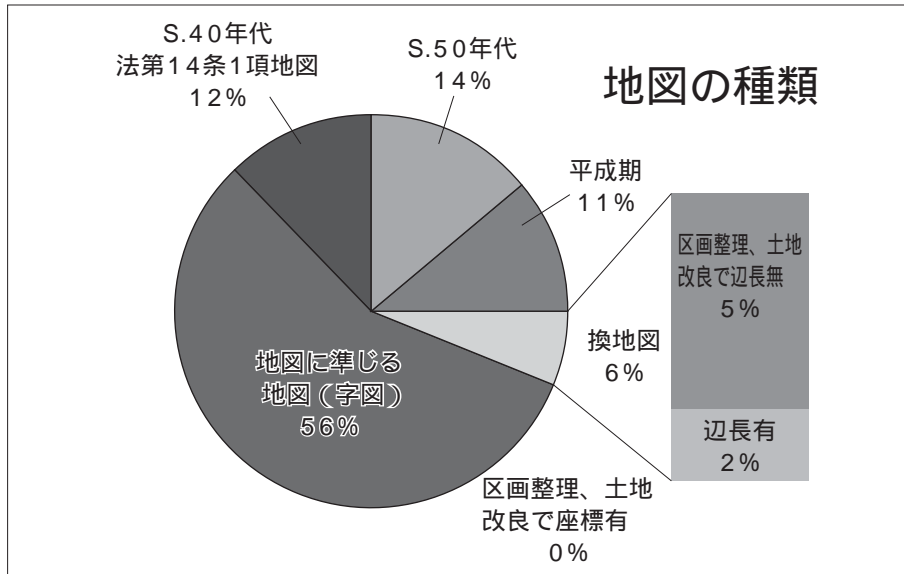
2. 申請地の地域別について



筆界特定申請が提出される地域の傾向

- ・筆界特定が申請される地区は経済が動いている地区からです、制度発足当初は境界紛争を長年継続していたと推測する申請も含まれてるが、制度が出来て4年目に入ると経済取引とリンクしていると考えます。
- ・市街地地域、準市街地地域を合わせると51%で、村落地域の41%を含めて92%が経済圏となる。
- ・山口局の標準処理期間が6ヶ月となっていることから、裁判による方法よりも早期な処理が望めるため。

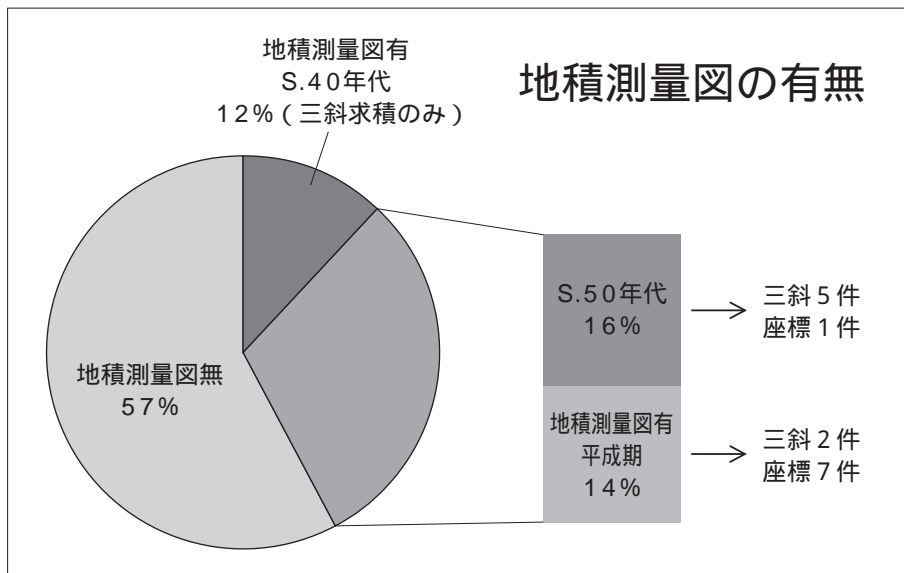
3. 法務局備付地図の種類について



申請が提出された土地の法務局に備わっている地図の種類

- ・ 山口県における地籍調査の進捗は市町村により異なり、すでに100%完了している地域と現在事業が進行中の市町村に分かれ、平均では実施率が約60%程度と認識している。
- ・ アンケートの集計では、地図に準ずる地図(旧公図)地域が57%と半分以上であり、地籍調査が終了している地区でも37%の申請がありその内、平成期でも11%となり、地籍調査地域でも図解法による誤差、又は、地籍調査時における調査方法の問題も含まれるものと推測する。

4. 申請地等の既存地積測量図の有無について (重複回答)

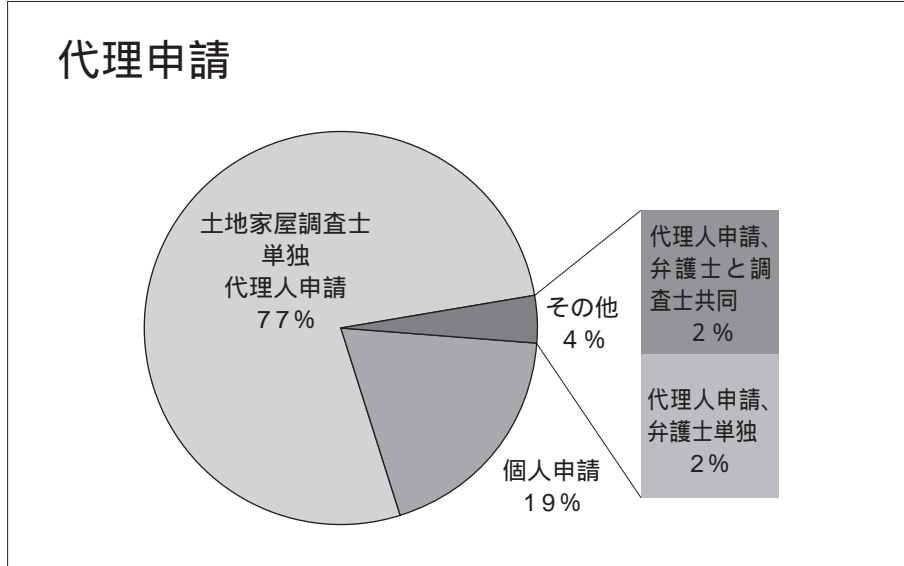


申請が提出された土地で法務局に地積測量図が備わっていたか

地積測量図が法務局に備わっていると、筆界を公図から復元する精度以上に保つことが可能

であるが、備わっていない地区で特定申請に至った数が58%となり、備え付けがあっても昭和40年代の三斜求積の図面では現地復元性は低いとの結果と推測する。

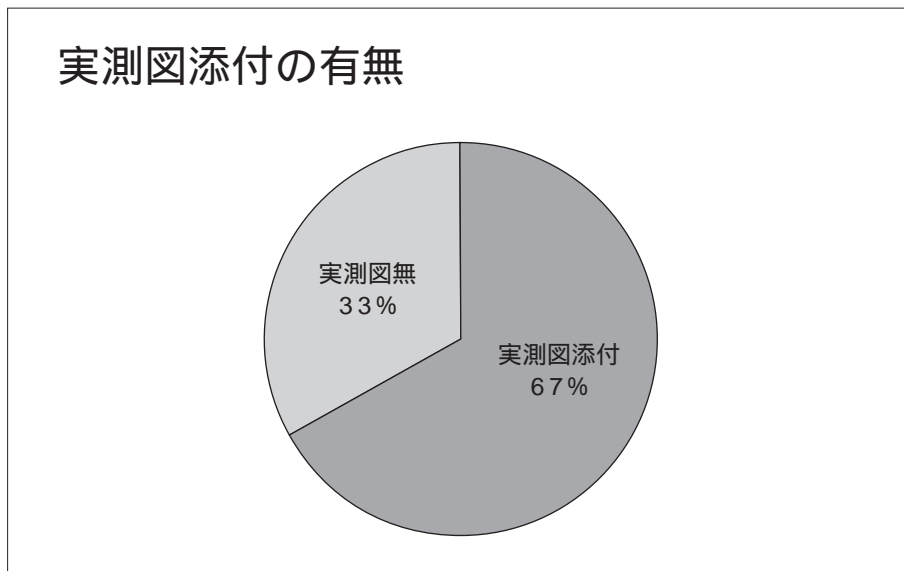
5. 代理申請の有無について



申請が本人申請か代理申請か

全ての土地家屋調査士は筆界特定申請の代理人になることができる
(土地家屋調査士法第3条4項)。

6. 申請時の実測図添付について

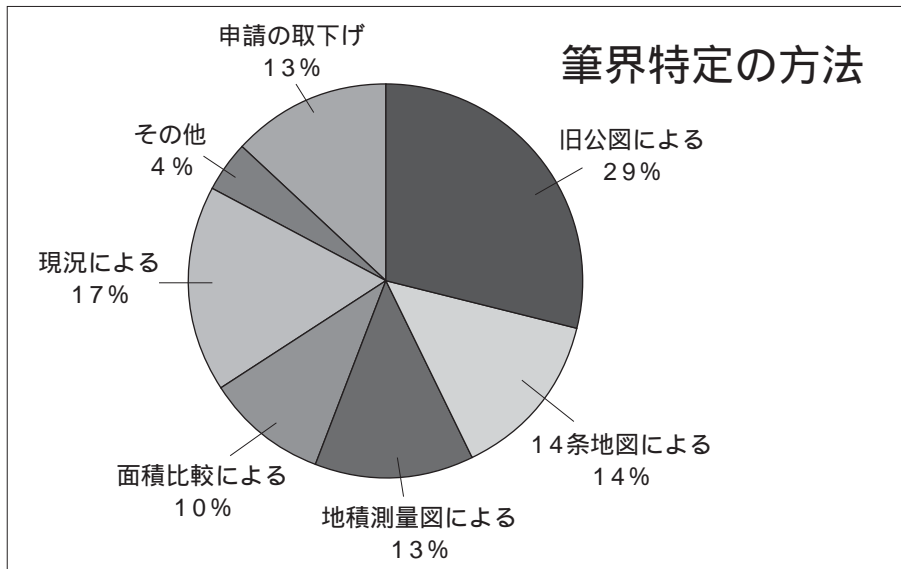


筆界特定の申請時に実測図の添付があったかについて

土地家屋調査士の代理人申請が単独、共同を含め79%に対し、実測図の添付が67%というこ

とは、代理人である土地家屋調査士が実測図を作成せず申請書において筆界の主張をどのようにしたのか、大変疑問が残るアンケート結果となっている。

7. 筆界特定の特定期間について (重複回答)



- その他には
- ・ 関係人の供述による 3件
 - ・ 立会の応諾拒否 1件
 - ・ 特定測量予納金 未納付 1件

筆界調査委員のアンケートを解読すると、筆界特定の作業には単独項目でなく円グラフ上位の項目の内、検証できる項目は全て行っている。14条地図が旧公図を継承しているかをチェックし、地積測量図、現況との確認をし、実測面積を確認している。これは全ての土地家屋調査士が日常業務で行っている内容を意見書で表記するものであり、文章としてまとめる能力を問われることとなる。

取り下げの理由については

- ・ 特定不能による取下げ (山林番等においては公的書類で隣接地番の特定が必要)
 - ・ 立会の応諾が得られない? 相手側の応諾は必ずしも必要でないはずだが?
 - ・ 特定測量代金の予納をしない (平均20万円以上)
 - ・ 本人の要望にそぐわない結果のため
 - ・ 特定調査 (特定予定位置を関係者に現地説明する) 後の取下げ
- となっている。

8. 筆界特定のための資料

- ・ 現況測量図
- ・ 公図 (地図の精度を検証して)
 - 地籍図、土地区画整理換地図、土地改良法による換地図で辺長記載の有無
- ・ 航空写真 (第三者に説明するには有効である)
- ・ 地積測量図 (復元性、永久標識の記載)

- ・境界確認書
- ・私文書（過去の協議書）
- ・現地に古くからある既存の工作物
- ・原始公図を基準としその後の分筆目的等を整理し、考察
- ・筆界特定図は縮尺1/250及び1/500が一般的
- ・不動点からの検討
- ・地物・物証、地域の慣習
- ・現地にコンクリート杭が存在している場合は一般的に異議は無いようである

筆界調査員アンケートによる旧公図地区と14条地区との比較表（申請数による）

地図別	申請の要因	地域別	地図の年代	法務局備付地積測量図	代理申請	申請時実測図添付	筆界の特定方法 （重複回答）
地図に準ずる 旧公図地区	境界主張差 72.5%	市街地地域 16.2%	明治20年 （地租更正図） 又は 明治、昭和初期の開墾、埋立、耕地整理等の所在図	備付 無 52.6%	本人申請 33.3%	実測図添付 無 29.0%	旧公図による 32.1%
	立会拒否 20.0%	準市街地地域 21.6%		S.40年代三斜 13.2%	土地家屋調査士 57.1%		地積測量図による 16.1%
	不在地主 5.0%	村落地域 51.4%		S.50年代三斜 18.4%	弁護士と 土地家屋調査士 4.8%		面積比較による 12.5%
	その他 2.5% ・境界不明等	農耕地域 5.4%		S.50年代 残地辺長 2.6%	代理人申請 4.8%	実測図添付 有 71.0%	現況形状による 19.6%
		山林地域 5.4%		平成期座標 13.2%			弁護士等単独 4.8%
申請の取 下げ						17.9%	
法第十四条第一項 地図地区	境界主張差 71.0%	市街地地域 29.6%	S.40年代 29.6%	備付 無 59.3%	本人申請 14.8%	実測図添付 無 37.0%	旧公図による 20.4%
	立会拒否 19.3%	準市街地地域 40.8%	S.50年代 37.1%	S.40年代三斜 11.1%			14条地図による 22.2%
	不在地主 3.2%	村落地域 25.9%	平成期 22.2%	S.50年代三斜 11.1%			地積測量図による 11.1%
	その他 6.5% ・争いなく筆界を特定したいだけ ・金銭負担の軽減	農耕地域 3.7%	換地 図	辺長 無 7.4%	代理人申請 土地家屋調査士単独 85.2%	実測図添付 有 63.0%	面積比較による 9.3%
		山林地域 0.0%		辺長 有 3.7%			平成期三斜 3.7%
申請の取 下げ						その他 立会応諾 とれず等 7.4%	
						11.1%	

上記の表は、筆界特定申請が提出された地区を旧公図地区と法14条地区で比較した表である。

申請の要因は、円グラフと同様に重複回答であり、大差はない。地区別では旧公図地区の村落地域が多いのに対し、14条地区は準市街地が多くなっている。

14条地区で平成期に実施された地区でも22.2%の申請（地積測量図の備え付け内容も同等）が提出されているのは、筆界未定地の解消が含まれているため。

14条地区になると個人では測量が出来ないので、個人申請は少なくなる。又、円グラフの項でも述べたが、代理申請の85.2%に対し63.0%しか申請時に実測図が添付されていない点は、気になります。

会員の作る ページ

「あー終わった」……そして涙

下関海響マラソンに連続参加して

下関支部 福田 眞一

高校の頃陸上を始めた、竹刀を持って檄を飛ばす先生、今思えば何が楽しくて走っていたのかわからない、タイムを競い馬車馬のように走っていた。あれから43年が過ぎ61歳になり今何故フルマラソンか？ それは3年くらい前のこと知人と（後に海響マラソンの仕掛け人の一人となった人）飲んでいて「下関も活性化しないといけないと考えているそれには先日あった東京マラソンのように大勢の人を呼べる大会を」と、熱く語っていたがそれがなんと実現に向け本格的に話が進み一昨年が第1回下関海響マラソンの開催となったのだ。

走ることを忘れていた心に火が付いてしまった地元開催であり第一回目から走ると決めたのが大会の4ヶ月くらい前「無茶だ、信じられん」と家族の反対の声、実を言うと私には高血圧という持病があり約30年間降圧剤を飲み続けている、だが恐れては何も始まらなと挑戦し一昨年は制限時間6時間の4分前になんとかゴール出来た。

その2日後には早速今回に向けて練習を始めた、年間を通して早朝に近くのダムの周囲1.5kmを歩いたり走ったりたまにはレースに出たり少しずつ体を作る努力をした。

今回は娘と一緒に走ってくれたお陰で11月というのに当日は気温23度という過酷な条件のなか5時間9分でゴール出来た一人では棄権や收容をされていたに違いないが、KRYテレビの取材や放映もありかなりのプレッシャーの中、娘から「お父さん絶対にゴールせんといけんのやからね」と叱咤激励されながらどうにか走り抜けた。

「あー終わった」とゴール後おもわず大きな声が出た、と同時にひとりで涙がこみ上げてくるのを抑えられないまま、沿道の人々の応援やスタッフの人達の気遣いに感謝の意味を込め深々と一礼した。

我が家では一緒に走った娘（二女）のほかに長男（補助者）と二男、甥も参加しており全員完走し走った者しかわからない苦しみや感動を共有した、次の日曜日に全員揃い大宴会を行い次回の参加を約束しあった、次回はさらに二女の婿も参加とのこと益々楽しみが増えた。

あと何年走れるかわからないが家族には70才までと言っている。

あと8回走れる。

いや8回しかない。

挑戦だ。

今年の海響マラソンは11月7日（日）に開催予定です。
「自分も走ってみたい！」と興味をお持ちの方は、福田調査士までご連絡を！

事務所 下関市豊浦町大字川棚7100番地11
電話 083 - 772 - 2424



事務局だより

会員異動状況

1. 会員退会状況

支部	地区	氏名	退会年月日	備考
下関	下関	秋里 秀男	H21.9.30	退会
宇部	宇部	酒井 誠一	H21.11.30	廃業
萩	萩	上村 栄	H21.12.30	死亡

訃報



萩支部 上村 栄 会員

昭和21年11月17日生（63才）

昭和52年5月1日入会

平成21年12月30日逝去

謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈り致します。

2. 事務所・住所変更

支部	氏名	変更年月日	変更事項	変更内容	TEL	FAX
宇部	本光 誠也	H21.10.1	事務所	〒755-0029 宇部市新天町一丁目7番3号	(0836) 29-6464	(0836) 29-6477
岩国	中村 光長	H21.10.26	事務所	〒742-1101 熊毛郡平生町大字平生町207番地	(0820) 56-4163	
山口	河村 清	H21.11.18	事務所	〒753-0011 山口市宮野下2011番地19		
山口	石川 慎	H21.11.21	事務所・住所 (住居表示)	〒753-0021 山口市桜畠五丁目6番8号		
宇部	井上 和夫	H21.11.24	事務所	〒755-0043 宇部市相生町4番10号		
周南	有馬 敏博	H22.1.5	事務所	〒745-0807 周南市城ヶ丘一丁目12番6号	(0834) 34-8301	(0834) 34-8562
山口	山根 克彦	H22.1.16	住所 (合併)	〒759-1422 山口市阿東地福下242番地1		
山口	大來 英明	H22.1.16	事務所・住所 (合併)	〒759-1421 山口市阿東地福上126番地		
山口	湯原 憲一	H22.1.16	事務所・住所 (合併)	〒759-1421 山口市阿東地福上1834番地1		

会務報告

開催日	会務	場所
9月1日(火)	杭の日無料相談会	県下6会場
2日(水)	山口法律関連士業ネットワーク理事会	山口市
3日(木)	本部業務部と支部企画委員との協議会	調査士会館
5日(土)	杭の日無料相談会	防府会場
7日(月)	第3回センター運営委員会	調査士会館
8日(火)	第3回常任理事会	調査士会館
	会報編集会議	調査士会館
	法務局との協議	山口地方法務局
10日(木)	第4回業務部会	調査士会館
12日(土)	長野会小出國正名誉会長黄綬褒章受章を祝う会	長野市
14日(月)	会報編集会議	調査士会館
15日(火)	第3回理事会	調査士会館
18日(金)	山口県へ災害義援金を寄付	山口市
26日(土)	第3回ADR推進委員会	調査士会館
26・27日(土・日)	中国地区センター関係者研修会	調査士会館
10月2日(金)	中国ブロック役員会議	岡山市
10・11日(土・日)	自主支部長会	山口市
	岡山会ADR研修会	岡山市
16日(金)	法テラス山口地方協議会	山口市
19日(月)	第3回財務部会	調査士会館
	中間監査	調査士会館
23日(金)	会則第105条に基づく調査	調査士会館
24日(土)	研修打合会	調査士会館
	第4回ADR推進委員会	調査士会館
	第1回本部研修会	山口市
29・30日(木・金)	全国会長会議	東京都
11月5日(木)	第3回社会事業部会	調査士会館
6日(金)	第4回センター運営委員会	調査士会館
11日(水)	山口法律関連士業ネットワーク一斉相談会	調査士会館

11月12日(木)	周南支部研修会(講師派遣)	周南市
14日(土)	新規受付面談員研修	調査士会館
	第2回境界問題相談センターやまぐち研修会	調査士会館
17日(火)	法務局登記部門と業務部の協議会	調査士会館
20日(金)	山口支部研修会(講師派遣)	調査士会館
22日(日)	「境界問題相談センターとっとり」設立記念式典	鳥取市
27日(金)	第2回筆界研究委員会	調査士会館
12月3日(木)	広島会本会・公嘱協会合同研修会	広島市
4日(金)	聴聞会議	調査士会館
	3士業情報交換会	山口市
	正副会長会議	調査士会館
7日(月)	本部研修会	山口市
9日(水)	土地家屋調査士合格証書授与式	調査士会館
10日(木)	第3回総務部会	調査士会館
	会則第105条に基づく調査	調査士会館
14日(月)	オンライン申請環境設定	山口市
15日(火)	山口法律関連士業ネットワーク理事会	山口市
	第2回広報部会	調査士会館
23日(水)	中国ブロック役員会議	広島市
24日(木)	オンライン申請環境設定	周南市

広報部より

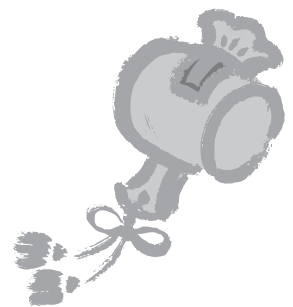
会員の皆様の楽しい話題、貴重な体験等をどんどん募集しております。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

今回広報部員として会報山口の編集にたずさわってみて、研修会を企画する人、その原稿作成と大変ご苦労様ですが、記事に残して皆さんへ読んでいただきましょう。

M.A



発行 山口県土地家屋調査士会
〒753 0042 山口市惣太夫町2番2号
電話 (083) 922 - 5975
F A X (083) 925 - 8552
ホームページ <http://www.chousashi.net/>
Eメール yamatyo@chousashi.net
振替 01590 - 5 - 11085
発行者 山口県土地家屋調査士会
会 長 西本 聡士
広報担当副会長 戸倉 茂雄
広報部長 高松 孝一
理 事 青木 正治
" 藤津 浩
印刷所 大村印刷(株)



山口県土地家屋調査士会

〒753-0042 山口県山口市惣太夫町2番2号
TEL083-922-5975 FAX083-925-8552
ホームページ<http://www.chousashi.net/>
Eメールyamaty@chousashi.net